銚子地区

備考：　は数値空中写真（正射画像）の撮影範囲を示す

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１５７９６号
東京都練馬区富士見台１丁目７－３
破産者　林　　幹雄
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８０１号
東京都文京区水道２丁目15番11号
破産者　株式会社ティーボックス
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８０２号
東京都新宿区若葉１－２－17－101、住民票上の住所東京都世田谷区赤堤３丁目34－７
破産者　五十嵐哲郎
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８１９号
埼玉県さいたま市大宮区天沼町１丁目433番地１
破産者　有限会社オフィシャル
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８４７号
東京都足立区島根２丁目10番６号
破産者　有限会社ケイ・ワタナベ
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８４８号
東京都足立区東和５丁目２－４
破産者　渡邊　文夫
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８４９号
東京都足立区東和５丁目２－４
破産者　渡邊眞智子
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８５０号
東京都足立区東和５丁目２－４
破産者　渡邊　玲子
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８６１号
埼玉県川口市元郷４丁目４番10号
破産者　有限会社原口クリーニング商会
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８６２号
埼玉県川口市領家１丁目７－７　エステートみなもとⅠ－102、開始決定時の住所埼玉県川口市元郷５丁目26－５－203
破産者　原口　政行
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部